

湘南地域シェアサイクル広域周遊観光実証実験事業
協働事業者公募型プロポーザル仕様書

2019年2月

湘南地域自転車観光推進協議会

1 事業名

湘南地域シェアサイクル広域周遊観光実証実験事業

2 目的

現在、日本全国において観光戦略の推進のため、シェアサイクルの導入が進んでいる。

2017年5月、自転車活用推進法が施行、2018年6月、国の実施方針である自転車活用推進計画が閣議決定され、その目標の一つとしてサイクルツーリズムの推進による観光立国の実現が挙げられており、自転車を活用した観光振興が全国的に加速してきている。

その中で、神奈川県内における湘南地域（平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、大磯町、二宮町）については、富士山を眺めながらサイクリングのできる絶好のビュースポットであり、全国に発信することができる優良な観光資源を有している。

湘南地域シェアサイクル広域周遊観光実証実験事業（以下「実証実験事業」という。）は神奈川県、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、大磯町、二宮町及び県・当該市町の各観光協会（鎌倉市を除く。以下同じ。）で構成する湘南地域自転車観光推進協議会（以下「協議会」という。）と民間シェアサイクル事業者（以下「協働事業者」という。）が協働し、シェアサイクルによる周遊観光を促進して、二次交通のネットワークを構築するとともに、シェアサイクルに関連する事業者との連携を促進し、利用者の利便性を向上させることによって湘南地域の観光地としての魅力を高めていくことを目的とする。

【シェアサイクルの定義】

相互利用が可能な複数のシェアサイクルの駐輪場（以下「サイクルポート」という。）からなる、いつでもどのポートでも自転車の貸し出し・返却が可能であり、公共交通機関を補完し、周遊観光を促す交通手段。

3 実証実験事業の実施期間

- ・ 実施期間は2019年8月1日（木）から2022年3月31日（木）まで（予定）とする。
- ・ 実証実験期間終了後も民間事業として継続が可能であれば、事業を継続することを可とする。

なお、実施期間終了後のサイクルポート設置場所の継続利用については、別途、協議会と協働事業者で協議を行う。

4 実施主体

協議会と1者以上の協働事業者の共同実施とする。

5 役割分担

(1) 協議会

神奈川県、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、大磯町、二宮町、県・当該市町の各観光協会

ア 実証実験事業全体の総括

- イ サイクルポートの設置場所の確保の支援
- ウ 実証実験事業の実施に関わる関係事業者との調整
- エ 協働事業者が国等へ補助金を申請する場合の協力
- オ 実証実験事業に派生する地域課題解決に向けた協力

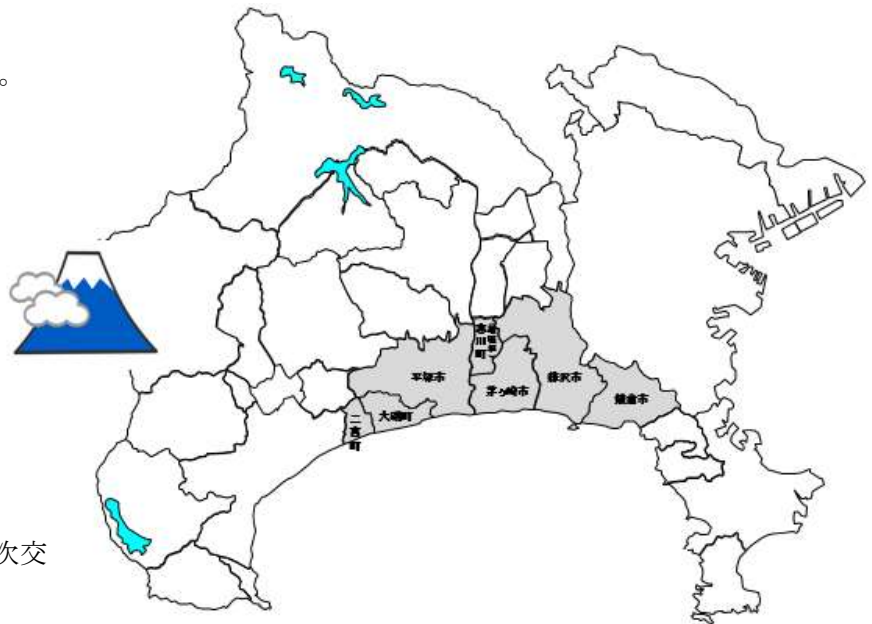
(2) 協働事業者

- ア 実証実験事業の運営（利用者の募集・登録、料金徴収、自転車の回収・再配置、苦情対応等）
- イ シェアサイクル事業及び付帯する民間事業の運営
- ウ 実証実験事業の実施に関わる施設及び機材（自転車、サイクルポート、予約システム等）の整備、維持管理と実証実験事業終了後の原状回復
- エ サイクルポートの設置場所の確保（公有地、銀行、コンビニエンスストア等）
 - ※ サイクルポート設置場所に係る公有地許認可申請、銀行、コンビニエンスストア等との土地賃貸借契約は協働事業者が行うものとし、協議会は支援を行う。
- オ シェアサイクル事業のプロモーション
- カ 各種データの収集・整理と協議会への提供
- キ 事業報告

6 実施エリア

湘南地域の市町を網羅する計画とする。

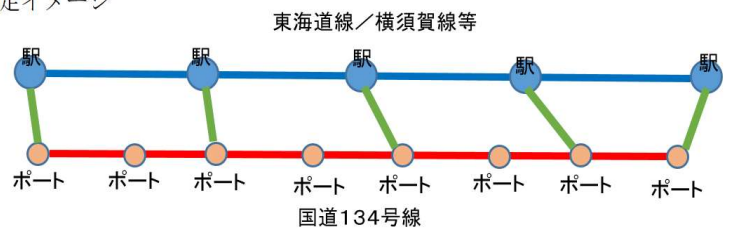
- ・平塚市
- ・鎌倉市
- ・藤沢市
- ・茅ヶ崎市
- ・寒川町
- ・大磯町
- ・二宮町



各市町のJR東海道線主要駅から国道134号の間にサイクルポートを設置し、二次交通のネットワークを構築する。

なお、サイクルポートの設置場所については、公有地を中心に確保することを予定しているが、具体的な設置場所については、選定された協働事業者と協議会で協議し、決定する。

想定イメージ



7 事業実施に係る費用

実証実験事業に関わる機材の調達、設置、事業の運営等に関する費用は全て選定された協働事業者の負担とし、協議会は一切の費用負担を行わないものとする。

なお、公有地の土地使用料については、それぞれの管理者と調整する。

8 業務の内容

実証実験事業における業務はサイクルポートの設置場所において、スマートフォンのアプリ等を活用して、いつでもどのサイクルポートでも自転車の貸出し・返却を可能とし、利便性の高い移動を目的とした共用システムを構築するものとし、業務の内容については次の点に留意すること。

なお、仕様書において示す事業の内容については、協働事業者としての提案する必要最低限の要件を示すものであり、サイクルポートの設置場所や料金体系等の具体的な事業計画については、選定された協働事業者と協議会が協議の上、実証実験事業開始までの間に別途作成するものとする。

また、複数の事業者から選定された場合には、協力して事業計画を策定するものとする。

(1) 事業目的との整合性

提案に当たっては、実証実験事業の目的との整合性がとれたものとするとともに、協議会構成員の自治体（神奈川県、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、大磯町、二宮町（以下「協議会構成自治体」という。))が掲げる自転車の安全で適正な利用を促進するための自転車関係施策を踏まえたものとする。

※協議会構成自治体の定める自転車関係施策については下記を参照すること。

【湘南地域の自転車観光関連施策】

○平塚市

平塚市自転車利用環境推進計画

URL:http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/bohan/page-c_01876.html

○鎌倉市

第3期鎌倉市観光基本計画

URL: <https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankou/2016kikhonkeikaku.html>

※ 鎌倉市において自転車観光関連施策は定められていないが、近年顕在化が進む「オーバーツーリズム」等観光課題解決を図るため、観光客集中地域外への誘導を図る「分散型観光の推進」等の観光施策を展開している。また、土地が狭小であるため、市内に駐輪場の整備が十分にされないまま、レンタサイクル事業者が自転車を貸し出しており、無秩序な駐輪等交通マナー違反に繋がっている状況がある。これらの状況を鑑みた提案を心がけること。

○藤沢市

ふじさわサイクルプラン

URL:<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/tosikei/machizukuri/kotsu/shisaku/cycle-plan/index.html>

○茅ヶ崎市

「茅ヶ崎市のシェアサイクル推進に係る基本的な考え方」

URL:http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/road/jitensha_plan/1011883/1017417/1017418.html

○大磯町

大磯町総合計画第四次総合計画後期基本計画

4つの重点プロジェクト「花」自転車ネットワークの整備

URL:<http://www.town.oiso.kanagawa.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/3/koukikihonkeikaku.pdf>

大磯町新たな観光の核づくり基本計画 P16 自転車によるネットワークの整備

URL:<http://www.town.oiso.kanagawa.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/18/kihonkeikau3003.pdf>

(2) 事業規模

- ア 実証実験事業の目的が達成できる規模の自転車台数及びサイクルポート（個所数と場所）を確保すること。
- イ 設置したサイクルポートの駐輪可能台数に見合った自転車台数を導入すること。
- ウ 選定された複数の協働事業者の事業が共存することが可能な事業計画を立てること。

(3) 事業収支及び付帯事業

- ア 他地域との差別化を図るため、本事業ならではの付帯事業についての提案も可とする。
- イ 付帯事業を含め、継続的で事業採算性のとれた事業とすること。
- ウ 事業の利用促進に関する取組を行うこと。

(4) 運営方法

- ア 設置した各サイクルポートにおいて自転車の貸出し・返却が可能となるシステムであること。
- イ 各サイクルポートに設定した台数以上の駐輪が行われない運用とすること。
- ウ 事業の運営に当たっては、組織化された運営体制を確立し、適切な人員を配置すること。
- エ 24時間利用できる運営とすること。ただし、サイクルポート設置場所の管理上の問題等、管理者の事情により困難である場合を除く。
- オ 放置自転車抑制に寄与する取組とし、サイクルポート内における一般自転車の放置自転車対策を行うこと。
- カ 利用者への自転車利用ルール及びマナーの啓発を行うこと。

- キ 自転車には防犯登録を行うこと。また、盗難対策を講じること。
- ク 事故、トラブル時の対応を明確化し、利用者に示すとともに、24時間問合せ、苦情対応が可能なオペレーションセンター等を設置すること。
- ケ 利用者のケガの保障や損害賠償事故（対人及び対物）の保障のため、保険に加入すること。
- コ 利用者に対して自転車を放置しないよう周知徹底するとともに、放置が確認された場合は速やかに回収すること。
- サ 配置した自転車の駐輪場所に偏りが生じた場合等に再配置する等、利用者の利便性を損なわない運営をすること。
- シ 当該事業で使用する自転車が放置自転車として各自治体の条例等に基づき、移動・保管された場合には、実施事業者の責任において速やかに返還手続きを行い、移動保管手数料等を負担すること。
- ス 利用者の利便性向上のため、チラシ、サイクルポート案内図、専用のホームページを準備するなど、サービスの普及、利用促進に向けた積極的な広報周知活動を実施すること。
- セ 必要に応じて多言語対応できるような体制を提案すること。

(5) 利用方法

- ア あらゆる年齢層、外国人など誰もが使いやすいシステムとし、登録～利用～決済まで簡易で分かりやすいものとする。こと。（多言語対応を含む）
- イ 利用者の個人認証を行い、登録後には速やかに利用できるシステムとする。こと。
- ウ 利用促進を図るため、個人利用、法人利用、一定時間での利用や一日単位での利用等、多くの者が利用しやすく適切な料金設定とすること。

(6) 自転車・サイクルポートの仕様、維持管理

- ア 自転車については、制動装置（ブレーキ）や警音器を備え付けるなど、道路交通法等の関係法令に適合した車両を使用すること。
- イ 実証実験事業を実施する湘南地域については丘陵地を含むため、地域ごとの特性も考慮し、必要に応じ、電動アシスト付き自転車の使用についても提案すること。
- ウ 自転車は、幅広い世代で利用可能なものとし、安全性、操作性、耐久性、デザイン性に富んだものとする。こと。
- エ 自転車の位置情報が把握できるような機能を搭載すること。
- オ サイクルポートには、区画線を引き、自転車ラックを設置するなど、他の区画と明確に区分し、実証実験事業終了時には原状回復を行うこと。（なお、実施期間終了後のサイクルポート設置場所の継続利用については、別途、協議会と協働事業者で協議を行う。）
- カ サイクルポート設置候補地において電源が確保されていない場合及び電気を使用する場合は、協働事業者において施設管理者及び電力会社と協議の上設置すること。なお、その費用の全ては協働事業者が負担すること。
- キ サイクルポートについては、安全性、耐久性を備えたものとする。とともに、利用者の利便性

向上のため、視認性に優れたものとする。

ク サイクルポート及び自転車のメンテナンスは専門知識、技術力のある者が定期的に行い、利用者が常に安全に利用できるようにすること。

ケ サイクルポート設置場所及びその周辺は常に清潔に保ち、定期的に清掃を行うこと。

コ 自転車及びサイクルポートには、利用方法、実施事業者の連絡先などを表示し、利用者が施設管理者に問い合わせることがないよう工夫すること。

サ 実証実験事業においては複数の協働事業者がポート設置候補地において事業を展開するため、利用者の混乱が生じないよう工夫すること。

(7) 地域活性化への貢献

運営組織の中に当該地域内事業者を組み入れるなど、地域の事業者と連携し、湘南地域の経済活性化につながる取組に努めること。

(8) 利用データの提供

ア 利用者属性、利用時間、区間、利用者アンケート等について、データで提供できるシステムを構築すること。

イ 実証実験事業の利用状況（登録者数、利用者数）、移動データ、収支状況を定期的及び協議会が求める時期に提供すること。

ウ 実証実験事業の効果の検証については、協働事業者が事業報告書を作成し、協議会と共同で実施すること。

9 その他特記事項

- (1) 実証実験事業において協働事業者の負担で構築したシステム、自転車・機器等の財産は協働事業者に帰属するものとする。
- (2) 実証実験事業で提供するサイクルポート設置場所について、施設の利用者に対して支障が生じた場合や、当該施設の運営に支障が生じた場合には、使用の中止を命ずることがある。また、当該施設において工事やイベント等の開催を理由として一時的にサイクルポートを撤去する必要がある場合には、事前に協議会と協働事業者で協議を行うものとする。
- (3) 利用料金等、当該事業で得られた収入は、すべて協働事業者の収入とする。
- (4) 協働事業者は、採算性向上のため実証実験事業に付帯する事業を実施する場合は、事前に協議会の承認を得るものとする。
- (5) 協働事業者は、実証実験事業の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、協議会と協議を行い認められたものについては、この限りでない。
- (6) 協働事業者は、関係法令等の規定を順守すること。
- (7) 協働事業者は、常に善良なる管理者の注意をもって事業を遂行すること。
- (8) 個人情報及び情報資産の取扱いに当たっては神奈川県個人情報保護条例等を遵守すること。
- (9) 実証実験事業終了時は、協働事業者が自らの費用負担においてサイクルポート設置場所の原状回復を行うこと。（なお、実施期間終了後のサイクルポート設置場所の継続利用については、別

途、協議会と協働事業者で協議を行う。)

- (10) 資金調達、物価・金利の変動、需要の変動等の事業実施に伴うリスクについては、協働事業者の負担とすること。
- (11) 実証実験事業の実施における運営において、協働事業者の責に帰する事由により、利用者に損害を与えた場合の賠償責任は協働事業者が負うものとする。
- (12) その他、疑義が生じた際は、別途、協議会と協議を行う。